

午後 4 時 3 4 分 開議

議長（重里 勉君） ただいまから平成 7 年第 2 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。なお、18 番 小井安男議員からは遅刻の届けが出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 14 番 巴里英一君、16 番 山内 馨君の両君を指名いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。暫時休憩いたします。

午後 4 時 3 5 分 休憩

午後 7 時 2 0 分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第 12、議案第 1 号 史跡海会寺跡広場条例の制定についてから、日程第 29、議員提出議案第 7 号 関西国際空港全体構想「上下分離方式」合意の撤回を求める決議についてまでの議案 15 件及び議員提出 3 件の計 18 件を先議いたしたいと思ひます

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よってこの際、日程の順序を変更し、日程第 12、議案第 1 号 史跡海会寺跡広場条例の制定についてから、日程第 29、議員提出議案第 7 号 関西国際空港全体構想「上下分離方式」合意の撤回を求める決議についてまでの以上 18 件を先議することに決しました。

次に、日程第 2、議案第 1 号 史跡海会寺跡広場条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第1号、史跡海会寺跡広場条例の制定について簡単に御説明申し上げます。

議案書153ページでございます。郷土の歴史と文化に対する市民の関心を高め、地域文化の醸成を図ることを目的に、史跡海会寺跡広場を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく条例設置を制定するため、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございまして、条例骨子でございますが、155ページでございますが、第1条関係で設置の根拠、2条関係で施設関係、3条関係で管理運営を所管するのを教育委員会と定めること、第4条関係で入場等の制限、その他第5条関係で委任関係を明らかにしております。

この条例につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

よろしく御理解のほど願ひまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 簡単な条例ですので、1点だけお尋ねをさしていただきたいと思ひます。

この入場の制限というところに、「おそれがあるとき」というようになっておるんですが、そういう判断するのも大変難しいでしょうし、公園条例なんか見ると、汚さないとか、汚してはならないとか、乱してはならないとか、そういうような制限、禁止事項になつておるんですが、こういうおそれがあるときというのは、その人の思いというんですかね、心の中みたいな問題に僕はなるんじゃないかなと。3項の中でも「管理上支障があるとき」という抽象的な表現になつておるんですけども、なぜこういうような文言というのか内容にしたのか、御説明をしていただきたいと思ひます。

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 議員御指摘の入場の制限でございますが、これにつきましては、史跡跡の広場に入る方の制限をしておるのでございまして、入られた方の遵守事項と申しますか、禁止事項につきましては、教育委員会の方で施行規則を定めて実施をいたしたいというふうに考えてお

るところでございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 答弁が私の聞いとることとはちょっと違うと思うんですが、おそれがあるときというのはだれが判断するのか大変難しいですし、そういう点では現実にはこれは機能しないと思うんですね。だから、公園条例なんかでも、汚してはならないと、条例でありますわね、規則じゃなしに。だから、ここでもそういうことの方が明確なんではないかなと。

昔の日本は、まだ犯罪を犯さないのでも、犯すおそれがある者は罰せられたみたいなきっかけがあって、戦後の憲法の趣旨は、何か事件を起こしたところで初めて犯罪が成立して、いろいろ取り締まりの対象になるけども、おそれがあるなんてということでは、なかなか取り締まりもできないし、それはやはり取り締まる側が何ぼでも拡大をしていける問題にもなってしまうので、こういうおそれがあるときは入ってもらっては困るというときには、例えば汚したと。そしたら、管理者に対してそういうおそれがある者をなぜ取り締まらなかったのかと言われても、管理者はなかなかそれを見分けられないわけですから、管理者もかなり責任が問われる問題になりますし、これはなかなか実際に運用するときには甚だ問題になる言い方ではないかなと思うんですが、規則で決めるというのは、規則ではむしろしてはならないということになるわけでしょう。そしたら、なぜそういうことを条例の中にそういうふうに入れないのか。何か技術的な問題があるのかどうか。

公園条例では、そうなるとでしょう、条例でもう既に。汚してはならないとか、破損してはならないとか、落書きしてはならないとかね。例えば、落書きするおそれがある者は入ってもらっては困ると言うたって、さあちょっと抽象的で何ぼでも拡大されていってしまうんじゃないか。例えば、僕におまえは落書きするおそれがあるから入ってもらっては困ると言うても、私が、いやそんなことはしませんと何ぼ言うたって、それは水かけ論でなかなかそれは証明できないことですからね。これはやはり公園条例のように、してはならないとした方がいいんじゃないでしょうか。

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 入場の制限を行いますのは教育委員会でございます。制限を行うということは、当然管理上支障があるということに

なっております。おそれがあるときといいますのは、これの判断につきましては、公序良俗の判断、一般常識の判断内で行いたいというふうに考えてございます。

それから、規則の中で入場者に対する遵守事項ということで定めておりますので、条例及び施行規則によって公共施設としての管理はできるのではないかというふうに判断をいたしております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） どうも僕が聞いとることに答えてないように思うので、判断といっても判断できないでしょう。公序良俗というんですかね、例えば今だったらもうよくなったかもわからないけど——余りいい例がないんですけども、こういう格好をしたら余りよくないと言ったって、それはいろいろその人の表現の問題もあって、なかなかこの問題は判定のしにくい問題だし、あなたのところが行うと言っても、行ってもらったら困るんですわ、やっぱり。そういうことで入ってもらったら困ると言われたらね。

だから、やっぱり具体的に汚してはならないとか、人に大きな声で迷惑をかけてはならないと、こういうことだったら迷惑をかけた者がそれなりの罰則も受けるだろうし、批判も受けるわけやから、それはいいんですけども、迷惑するおそれがある場合には入ってもらったら困るとなったら、これは実際はできないだろうし、やるとすると、かなり入る人を制限することになってしまうんじゃないかなと思うので、もう一回そのことだけに答えてください。運用はなかなか難しいと思うんですよ、これは。だから、あなたは規則の中で私が言ったようなことを書くと言うとるんでしょう。そしたら、やっぱり条例の中にそういうふうにした方がいいんじゃないですかと。なぜ書けないのか、技術的な問題があるのかどうか。

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） まず、前段の御質問にお答えいたします。

判断を行うのは、先ほども申しましたように教育委員会でございまして、この海会寺跡広場につきましては公共施設でございますので、一般に広く入っていただける市民のための施設でございますので、それらに迷惑をかけるような方については、制限をするのは当然ではないかというふうに考えてございます。

それと、条例の施行規則におきまして、禁止事項的な入場者の守るべき

事項を定めておりますので、条例及び教育委員会の定めます施行規則によって、公共の施設であるということは守られるのではないかというふうに考えてございます。

〔小山広明君「意見だけにしておきます」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 小山君。

8 番（小山広明君） ちょっとかみ合わなくて困るとるんですね。おそれがあるときとか、それはあなた方が判断すると言って判断されたら困るような——入る人から見ればですね。そういうものは、また判断できないでしょうし、これはかなり不備な条例だと私は思うのでね。あなた方は何ほでも自由に裁量できるわけですよ、この部分であれば。あなた方が気に入らん者が入ってもらったら困るともある意味で言えるわけですから、これはやっぱりこういう書き方は、運用でかなりいろんな問題を持つんじゃないかなということの意見を申し上げておきます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21 番（成田政彦君） 海会寺広場条例で若干お伺いしたいんですけど、条例ではこういうふうに「塔、講堂、回廊、基壇等の復元された歴史的建造物」と書いてあるけど、この公園へ行くまでの府道などが幅が非常に狭くて行けないと。せっかくこういう条例ができて広場ができるんで、そこまで行くのに徒歩で行くのににも困難だという点の、そういう整備の点はどのように考えられとるんですか。

議長（重里 勉君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） アクセスでございますが、海会寺跡広場につきましては、前面が府道の布施屋貝塚線になってございまして、御存じのように少し道の狭い府道でございます。歩道の設置につきましては、埋蔵文化財センター——歩道の広場との反対側でございますが、この部分におきまして後退をいたしましてスペースをとっております。また、府の管理する道路でございますので、関係機関等には要望いたしまして、歩道の設置、交通アクセスの安全な方法というのを要望いたしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。———小山君。

8 番（小山広明君） 議案の第1号、史跡海会寺跡広場条例の制定について

反対の立場で討論させていただきます。

今、質疑を行いました。この入場の制限というのは、甚だ実質的にはこのようなものを執行することは難しいと私は思いますし、この条例を盾に執行されとなれば、いろんなトラブル、問題を起こすと思います。やはりそういう具体的な事実があったときに初めて罰せられると思うわけがありますし、そういうことをしてはならないということを条例で私は盛りべきだと思います。規則で盛るということでありますけれども、条例の中におそれがあるときという行政が判断する部分がありますので、これはやはり人権の問題にもかかわる、私はまずい条例ではないかということで反対をさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第2号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、簡単に御説明申し上げます。

議案書157ページをお開き願います。平成7年度分の個人住民税について特別減税が実施されることから、国民健康保険税の所得割額の算出に所要の措置を講じるため、泉南市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正動機でございますが、本市の国民健康保険税所得割額の算出基礎となる個人市民税につきましては、平成6年度に引き続き平成7年度においても特別減税が実施されることとなっております。この減税措置が平成7年度の国民健康保険税の所得割額に反映されないよう措置するために改正するものでございまして、改正内容は平成7年度の国民健康保険税の所得割額の算出については、特別減税がないものとした個人市民税の額を基礎とするものがございます。

この条例につきましては、公布の日から施行いたしたいと考えております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——成田君。

21番（成田政彦君） 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のことで、平成6年の特別減税が国保税に及ばない措置だというのは、具体的にそれは全く及ばないのか。平成6年度の減税が全く国保には及んでないのか。それか、その部分が及ばないのか、その辺もう少し具体的に。

議長（重里 勉君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 平成7年度の個人市民税にかかわる減免でございますが、地方税法の改正によりまして、所得割の部分の所得減税と所得控除額の増額と2点の改正がございました。控除の増額については、国民健康保険税に減税効果があらわれております。約6,000万近い減収と見込まれます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうすると、国保に影響するのは、控除でなくともう1つ説明された方なんですけど、これは具体的に、もしこれを国民健康保険の方に減税を適用すると、大体どれぐらいの歳入欠陥になるんですか。

議長（重里 勉君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 所得減税前の税額をもとに計算いたします額と減税後の額を比べましたところ、4,300万程度の減収になるかと思われまして。よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 控除の方で6,000万の減税があるということなんですけど、やはり国が所得減免をやるんですから、やはり国保にも連動してそのまま国保減免をやると、これが僕は適切ではないかと思うんです。そのためには、国の方からその4,000万を市としては要求して国保の減免も図ると、こういうことが私は必要だと思うんですが、その点はどうですか。

議長（重里 勉君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） その点につきましては、現在そういう財源補てん的な制度もございませんし、当然減額になる要素ですので、国に対しては要望はいたしてまいりたいとは思いますが、なかなか制度上組み入れられていない部分ですので、難しいかと思われま。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第3号 泉南市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第3号、泉南市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、簡単に御説明申し上げます。

議案書161ページでございますが、関西国際空港の開港に伴い、防災関係機関の増加等により防災会議の委員定数を改正いたしたく、泉南市防災会議条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により

議会の議決を求めるものでございます。

改正の背景でございますが、平成6年9月の関西国際空港の開港に伴いまして、関西空港株式会社、大阪航空局、関西空港事務所等の防災関係機関が増加したこと等によりまして、防災会議の委員定数を増員する必要が生じたため、改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、全体としての定数を36名から46名に、その内訳でございますが、指定地方行政機関の職員5名を6名、大阪府の知事部局の職員を4名から5名に、本市の市長部局の職員を12名から16名等にするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御了解のほどお願い申し上げます、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） これは大体、どういう活動を現在やっているのか、現在の活動内容をひとつ簡単に御説明をいただきたい。

それから、条例の中の「市の経済に属する」というこの文言はどういう意味なのか、もうちょっと御説明しておいてください。

議長（重里 勉君） 大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 防災会議の活動でございますが、これは地域防災計画は必ずつくる必要がございますので、災害対策基本法第42条によりまして市防災会議に諮りまして策定するということになっております。

もう1点の「委員等のうち市の経済に属する常勤の職員である者」ということでございますが、市長を初め市の3役、教育長、一般職——防災委員は部長でございますので、部長でございます。

以上です。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） ちょっと耳なれない、経済に属するという表現は、僕は初めて読んだような気がするんですが、それは市の3役とかそういう方を指すということですか。

この防災会議というのは、どういう頻度で開かれるのか。今まで開かれたのが直近ではいつなのか。その中ではどのような協議というのか、

議論がなされたのか。その辺、ちょっと中身を少し御報告いただきたい。

議長（重里 勉君） 大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 防災会議と申しますのは、各市町村におきまして地域防災計画というのを必ず策定しなければなりません。その策定するにつきまして、災害対策基本法42条による協議を経て防災会議に諮られ、それによって策定されるということでございます。

そしてもう1点、近いうちでいつ開かれたのかということですが、これは部分的に追加部分が加えられまして、本市の地域防災計画の第29節に航空機災害応急対策計画という節がございますが、それがつけ加えられました。平成6年の9月でございます。

以上です。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 簡単にやりたいと思います。

この防災会議の主要な事務として、泉南市の地域防災計画を策定しと、こういうふうにあるわけですが、市域が広がりますして、りんくうタウンはもちろんのこと空港本島ですね、これの南側、これも泉南市域に入るわけです。ところが、そこの防災関係の反映というのは——防災と言っても幅広いわけですが、特に火災や浸水ということになってまいりますと、これは消防の所管。ところが、この所管はいかんせん残念ながら泉南市にはないわけですね。この辺の空港の南側のそういう防災計画を漏れなくこの防災計画の中に盛り込むためには、当然その辺の反映がなければならない。こういう場合にこの10名ふやした中に、泉佐野の消防長なりその関係の皆さんの参加は入っているのかどうか。今の説明では、入っておられないように思ったんですが、それは私の聞き間違いなのかどうか。

それからもう1つ、我々議員が火災が起こったときに当然市民の安寧と財産を守ると、こういう立場で火災現場に急行したりするわけですが、そのときに火災現場に入れるためのパスをいただいておりますね。これは当然市域すべてにわたってということですから、空港本島の火災等についても適用されるのかどうか。これはちょっと確認の意味で、参考のためにこれと関連して。直接この議案とは関係ありませんが、でき得れば関係ないから答弁せえへんというんじゃなくて、お教えいただいておりますというふうに思います。

議長（重里 勉君） 大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） まず1点目の泉佐野の消防署が入ってるのかどうかということですが、入っておりません。参考までに空港南地区につきましては……（和気 豊君「自治体消防やろ」と呼ぶ）泉南市の市長が防災委員に入っておりますので、その中で意見は反映されると考えております。

以上です。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） ただいま答弁のあったところでございますけれども、これの火災現場の区域内の立ち入りは、泉南市長が防災責任者であれば、当然立ち入るものと解釈いたしております。当市の行政区域内でございまして、これは当然可能であると私は解釈をいたしております。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 私、防災計画を震災の問題のときはかなり勉強させてもらったわけですが、まだまだ抽象的、一般的な規定でありまして、しかし、かつ具体的な部分もあります。そういうことに突っ込んだ中身にわたって、今後いわゆる一般抽象的な部分はかなり具体的に突っ込んだ中身に再編していかないかん、改めていかないかん。そういうことになってまいりますと、当然その職掌における当事者である消防長等の意見の反映があることによって具体化されていくであろうというふうに思うんですが、市長が入っているからといって、市長がそこまで具体的に事細かに掌握してないわけですから、これはせっかく防災会議の人数を広げるわけですから、10名広げるわけですから、新しい区域として、これは関西空港の開港に伴って関係団体の参加を得るために範囲を広げるんだと、せっかくこういうふうに言ってるわけですから、空港本島南側のそういう防災のあり方を突っ込んで会議の中に盛り込んでいくと。そういうことにおいては、当然あってしかるべきではないかというふうに思うんですが、その辺は朝令暮改的にはなりませんけれども、今後具体的に事を進めていく上で、これはどうせ震災問題ではかなり中身を変えていかなあかんわけでしょう。今いろいろそのための諸準備をやっているわけですから、そういうときにでも今後改編していくと、こういうことにはなりませんか。

議長（重里 勉君） 大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 空港南地区につきましては、石油コンビナート法等の災害防止法第31条によりまして特別防災区域に指定されておりますので、空港南地区は市の防災計画から除かれるということになっております。その管轄については大阪府でして、空港本島の防災計画につきましては、その委員に2市1町の市長、当然うちの市長も入っておるということです。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第4号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第6、議案第5号 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま一括上程されました議案第4号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第5号、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、議案書第165ページでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴いまして補償基礎額等を改める必要が生じたため、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の背景でございますが、非常勤消防団員等の公務災害に係る損害補償は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるところとなっております。

りますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成7年3月27日に公布され、4月1日に施行され、補償基礎額等の基準が改正されたために改正するものでございまして、改正の中身といたしましては、消防作業従事者、救急業務協力者等の補償基礎額の引き上げを従前の最高額「13,900円」を「14,000円」に、最低額「8,600円」を「8,700円」になどの改正を行うものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成7年4月1日以降の損害補償に適用したいと考えております。

次に、議案第5号でございしますが、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、非常勤の消防団員に対する退職報償金の支給額を改定するため、泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の背景でございしますが、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が平成7年3月27日に公布、4月1日に施行され、非常勤の消防団員に対する退職報償金の支給額が改定されたためでございます。改正内容は、団長で勤続年数に応じまして5,000円から1万円のアップなどでございます。

なお、施行期日につきましては、先ほどの議案第4号と同じように公布の日から施行し、平成7年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用したいと考えております。

以上、簡単でございしますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 今の説明で、3月27日に公布されて4月1日から施行されたと。今回、提案された、ここのブランクみたいなことは問題にはならないんですか。これはきょう議決すると、この後になるわけでしょう、施行は。その公布の日というのは、どういう日を指すのか。そこのブランクはないんですか。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） お答えいたします。

これは国の施行に合わせまして遡及適用されますので、本日御承認いただきまして公布いたしますと4月1日に遡及適用されると、こういうことでございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 今、公布の日から施行されるというのか、要するに実行されるという説明だったんだけど、それが今消防長が言われたような解釈というんか、そういう運用になるんですか。それは矛盾しないわけですね。要するに4月1日からになるわけですね、きょうやるけども。それは間違いはないですか。言葉の表現はそれでいいんですか。公布し、施行は4月1日からと言わなあかんのと違うのか。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） 附則の中でこの件はうたいますので、これは問題ございません。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、公布は公布で、施行はこの説明書きに書いてあるような表現はしなくていいんですか。例えば、27日に公布され、同年4月1日から施行されるというような文言を、助役が説明された中で公布の日からというときには、そういう文言を言っていた方がわかりやすいと思うんですが、それはわかりやすいというんじゃなしに、そういうことを言わんでもそういうふうになってしまうんですか、表現的には。ちょっと素人にはわかりにくいんですけどね。何かブランクが起きるんじゃないかなと、こう思ったんですが。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） 改正後の——と申しますのは、ただいまお諮りする事案でございますが、平成7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償につきましては、遡及適用されるということでございます。それ以前のことは、これは従前のおりとするという意味でございますので、よろしく願います。

議長（重里 勉君） 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決を行います。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号及び議案第5号については、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第6号 平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第6号、平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書178ページをお開き願いますが、つばさのまちフェスタ負担金として1,500万円の補正予算を調製し、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成7年7月21日から7月30日までの間、りんくうタウンを中心といたしました泉佐野市、泉南市、田尻町におきまして、世界に誇る国際空港都市を広く内外にアピールするため開催されるつばさのまちフェスタに対する市の負担金でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——松本君。

20番（松本雪美君） このつばさのまちフェスタの開催概要案というのを見せていただいたんですけれども、この中には毎年開催をしますというふうに書かれてるんですけれども、去年もそうでしたけれども、ことしの4月に新年度予算が組まれて、そして今6月ですけれども、もうこの時期に補正予算を組まねばならないような状況というのは、一体どういうことなんかと思うんですわ。大体、こういう事業関係でいえば、補正予算を組む

というのは、6月議会にはあり得んことですが、こういう形になったというような状況のところを御説明願いたいですけれど。

議長（重里 勉君） 東企画広報課参事。

市長公室企画広報課参事（東 三郎君） 本来ならば、先生御指摘のとおり当初予算に盛るのが当然であるというふうには考えております。ただ、この企画が持ち上がりましたのが本年の2月でございまして、当初予算編成時にはこの企画が出ておらなかったという関係上、当初予算には盛れなかったという状況でございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 泉南の市民祭でも毎年10月の終わりから11月にかけてずっと計画されるわけですが、半年以上かけて市民が参加をしているいろんな事業も企画していくと。そういう市民参加があってこそ喜びもひとしおに大きいし、意義もあると思うんですね。ところが、そういうことではなくて、ことしの2月にこういう企画されたということですが、2市1町と、そして産経グループと言うていいのかわからないんですけど、こういう企業がそういう企画をした中に地方自治が乗っかって負担金を出すというようなこういう企画ね、これはどのように考えておられるのか。市民参加があったかどうか、そういうところ辺も一度聞かしていただきたいと思えますね。

議長（重里 勉君） 大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 一応昨年2市1町でつばさのまちの推進協議会で事業を実施したわけですが、このときはジュニアトライアスロンとか2市1町のイベントを行ったわけですが、ジュニアトライアスロンにつきましては毎日放送、また日本航空の協力を得まして、今までにない大がかりでPR力の強いものとなりました。また、海外を初め国内各地からも参加を得、泉南市のPRになったと考えております。

また、この経験を踏まえましてこのようなイベントに要する経費とか企画力、また行動力等考えましたら、昨年のジュニアトライアスロンのようなマスコミや企業を巻き込んだ形のものがいい結果を生むのではないかとというような考えのもとに、このような計画をいたしました。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君）　ということは、市民の参加というのは全くなかったと、そういうことですか。

議長（重里　勉君）　大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君）　市民の参加と申しますのは、もちろんジュニアトライアスロンに参加してくれています。また、本市で開催しました砂のオブジェのコンテストも、また子供のミーティング——宇宙へ行かれた秋山さんをお呼んだミーティング等いろいろして、たくさん参加していただいております。

〔松本雪美君「企画を練ることでの市民参加」と呼ぶ〕

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君）　（続）資料を持ってませんので、ちょっとお待ちください。

つばさのまちの実行委員会ということで、区長会の会長市道勝也さん、また商工会の会長、顧問としてうちの議長と入っていただいております。以上です。

議長（重里　勉君）　松本君。

20番（松本雪美君）　こういうお2人ですね。市長も実行委員会には参加をして、あと2人の方が参加している、そういうことですがけれども、これはトップが何ぼ実行委員会に参加しても、本当に市民の声を聞き入れた事業計画が練り上げられたということにはなっていないと思うんですね。そして、もうちょっと市民の意見を聞きながらこういう企画を立てていただきたかったと、そういうふうに私は思うんですがけれども、やっぱり市民の声を聞かないで企画されたものに1つは問題があるということを指摘しておきます。

それから、この中には世界に誇る国際空港都市つばさのまちを広く内外にアピールするとともに、長引く不況の中で鎮静化する産業、経済活動の活性効果をねらいますと、こういうふうに初めにというところではうたわれているんですがけれども、一体どのような経済の活性化、効果をねらっているのか。この不況の中で鎮静化している経済情勢に、このイベントを実施することによってどんだけの効果があるのかということをも具体的に示していただきたいと思うんですがけれども。

議長（重里　勉君）　大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君）　具体的な効果というのは少し

難しいと思うんですが、2市1町が協力しまして、地域の振興とかりんくうタウンが今もう1つ活気がありませんので、にぎわいづくりをつくり出すとか、あるいはまた、震災した阪神地区を勇気づける意味でチャリティーを行うとか、そのようなことも計画しております。

以上です。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） りんくうタウンのにぎわいづくりと、こういうふうにおっしゃったんですけど、そしたら泉南市でのりんくうタウンの状況というのは、一体現状ではどうなっているのか。こういうイベントでにぎわいをつくり出すことで、泉南市のりんくうタウンのペンペン草が消えてなくなるというようなことをつくれるわけですか。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 松本議員御指摘のように、本質的には経済活動も含めまして先日の一般質問でも市長からも答弁さしていただきましたように、いかに具体の企業の立地を促進するかということが最大の課題であり、そのことが本質的に長期的な意味での本市の発展につながるというのは、当然我々の確信部分でございます。

ただ、一方ではこの7、8月には毎年本格的にりんくうタウンの中で道路も開通し、海水浴も持たれております。それから、2市1町トータルでいろいろな催しも進められるという中で、その部分はその部分として非常に重要な意味を持つのではないかとということで、これだけに浮かれていてはもちろんあきませんけれども、今後も両面あわせてやっていく必要があると。ただし、ウエートはあくまでも長期な展望に立った対応策について、我々も十分腹をくくって対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 腹をくくって対応していきたいとおっしゃいますけれども、現実的にはちょっとりんくうタウンの状況を知らしていただけますか。今どういう状況になっているか。

議長（重里 勉君） 松村空港対策室長。

市長公室参与兼空港対策室長（松村 実君） りんくうタウンの状況でございますが、これまで工場ゾーンあるいは空港関連ゾーンというゾーン設定をしている部分につきまして、泉南市につきましては工場団地ゾーンが4

1ヘクタール、空港関連ゾーンが9ヘクタール、合計しまして50ヘクタールの造成見込みでございますけれども、そのうち売れておりますといいますか、分譲契約なされておるのが4ヘクタールばかりで、今回の追加募集で1区画増加しましたので、中に追加募集の中でダブっておるところもありますけれども、全体44区画のうち5区画が契約に至っております。およそ1割程度ということでございます。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 今御答弁いただきましたように、現実には44区画のうち5区画が契約に至っていると。そういう状況で1割ですね。実際にはこういうことが起こっているわけですから、イベントで花火を打ち上げて経済効果をねらうというような状況でりんくうタウンの問題が解決するわけではありませんね。先ほどもいろいろおっしゃいましたけれども、これから先やっぱり泉南市が一番財源として必要としているこのりんくうタウンの固定資産税が上がってこない限り、泉南市が潤うことはできないわけですからね、こういうことでお茶を濁すことで満足してもらっては困るんです。これに参加する人たちも、いろいろ参加料なんかも出さねばならないような計画になってるように思うんですね。

例えば1つ、マスターズロードレースなんかでは、参加する人が参加料で1人2,500円出さねばならないような状況もあるようにこの計画書を見てわかったんですけれども、一生懸命走る人が2,500円出して走らなアカんと、それもお年寄りから子供たちまで含めて。そんな状況というのは、やっぱり一生懸命走ってご褒美もらうんだったらいいですけども、お金を出さないと走れないような、そんな状況というのは、やっぱりこれは市民が企画に入っていない証拠ですよ。このことを指摘しておきます。しっかりと頑張ってもらって、りんくうタウンにペンペン草の生えないように努力してください。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 今、議論のあったところはダブらないようにしたいと思うんですが、今の時点では予定された利用がされてないということなんです。一方でこういう花火とか、従来からある祭りとかイベントじゃなしに、何か一過性の、どんどんお金をつぎ込まないと継続しないようなイベントをやるというのは企業的な考え方であって、泉南市にも従来いろん

なお祭りが民衆というんか、住民みずからがやってきた大事な文化、伝統があるので、むしろこういうところに目を向けて、豊かにして、そういうものが人が泉南市を注目するようにしていくというのが僕は大事だと思うんだけど、こういうように目的にしても、むしろ空港会社がすべてお金を出してやるべきじゃないんかなと思うんですね。関空を世界にアピールするということであれば、何で泉南市がそれをせないかんのかと。

そういうことで、ちょっと目的というんですか、そういう問題意識がちょっと逆転しとるんではないか。泉南市はもう少しそういうお金をまちの本当の整備につき込むべきではないかなと思うんですね。予算にしても1,500万ですから、私いつも生活基盤の整備なんか言っとるときに、道路補修なんかでも清掃したり除草するのにわずか258万しか5年度の決算では上がっておりませんし、街灯の新設なんかでもわずか74万なんですね、年間使っている予算が。それから見ると、この1,500万というお金は、もう少し市民生活に有効に使うことの方が私はいいのではないかなと。空港の1つのイベントは、空港会社にある意味で任したらいいというんか、その責任でやるべきじゃないですかね。

そういうことで、基本的にどう考えとるのか。これは恐らく泉南市がみずから考えたことじゃなしに、どこか知らんところで計画したのがマスコミやら企業も含みながら2市1町で出てきて、泉南市はそこに負担を出していくというあり方と思うんですが、こういうようなことでこれからどんどんお金を使っていくということをやるとでしょうか。そのことをちょっと基本にお尋ねをしておきたいと思います。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 昨年、このつばさのまちフェスタを空港開港を契機とし、取り組みました。その際の説明では、当面昨年だけということでしたが、開港が成就され、それ以降どうするかということにつきましては、地元の2市1町、まさにつばさのまちと言っておる2市1町がいろいろ考えておったところでございます。

ただ、りんくうタウンのそれぞれの状況もありまして、やはり今後もりんくうタウンの状況等踏まえてアピールをしていく地元としての活動の展開というのも必要でございましょうし、りんくう全体として目玉なりいろいろなこういうイベントを実施することによって、より一層泉州あるいは

大阪にもアピールできるというような面もあろうかと思ひまして、その点については地元から発信していくという点で努力をしていく必要があるのではないかと。ただ、その際にまだまだ企画力等十分でもございませんし、マスコミだとか企業等と連携してやることの方がより一層2市1町だけでやるよりも効果があるのではないかとということで協力関係も結び、今回展開してっております。

毎年毎年それぞれに反省をして、一定のけじめはつけていかななくてはならないと思っておりますけれども、当面それぞれが反省しながらも取り組んでいくという意志は持っておきたいなど。本年の金額につきましても、2市1町で6,000万、総務委員会等でも御説明申しましたけれども、泉佐野市で3,000万、本市で1,500万、田尻町で1,500万ということで、それぞれの財政事情等を勘案して事業等も決めてまいりましたので、お金の問題も含めまして今後より実のあるものにしていきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 何かこれは全国どこでもやっとなるような形式を、またここでやっとなるという印象しか受けないんですけどね。共存共栄というからには、関空という名前に吸い込まれてしまっただけでは、僕はだめだと思うんですね。泉南には営々と空港ができるまでから何千年という歴史を持って、ここで住み、生活している、このものをアピールしていくというならわかりますよ。花火とかビーチサッカーとか、それは別に泉南の特徴でも何でもないわけですから、そういう点ではもう少し地元の生活と密着したような文化をアピールするというのが意味あると思いますし、そんなものは簡単にお金を使ってマスコミでしばらく放送してということでアピールするものとは質が違いますよね。

そういうもので売り出せるものではないと思いますので、やはり関空が来たら関空のために泉南市が犠牲になってしまうという、そういうおそれは十分あるわけですからね、そういうことにこういうイベントの持ち方というのは、僕はむしろそうならないかと思ひます。やはり遊びとかレジャーとか、それは仕事とか生活が成り立った上の余暇ですからね、あくまで働いている人がそこで豊かで、自然の中で生活をし、そういう豊かな生活の中にこういうレジャーなりイベントが生きてくるんであって、私

は今のあり方は、何かどこでもやっとなる、金をつぎ込んで企画はどこかマスコミのプロにやってもらうというようなあり方は、やはり慎重にやらないといけないんじゃないかなと。

そういうことを強く思うので、これは意見にしときますけども、今のやり方は、先ほども言ったような地域の1年間に生活全体が抱えているところの整備が1,500万に比べて、これだけつぎ込めば、街灯なんかだったら10倍の街灯の新設ができるわけですよ。そんなことを考えたら、もう少しこの金額は、決して少ない金額じゃなしに多過ぎると思いますので、ぜひ参考にさせていただきたい。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） この広報はいつ発行してるのかな。

議長（重里 勉君） 大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 広報紙の発行につきましては、毎月原則として25日に発行しております。ただ、土曜、日曜とか重なる場合は、翌月曜になります。

以上です。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） じゃ、具体的に6月号は、大体市民の皆さんのお手元に届いたのはいつですか。町によっていろいろと——いつまでに配付を完了するようにしてるかどうか。

議長（重里 勉君） 大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 毎月25日にうちの方へ入ってまいりますので、すぐに配っていただくわけですが、最終回るのは10日から14日ぐらいかかるのではないかと考えております。

以上です。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） まず、昨年とことしとつばさのフェスタと言っても、ちょっと内容が大きく変わって、何が変わったかというのと、一番変わったのは主催団体というんですか、この辺だと思うんですが、今回よく見ると、産経新聞、産経グループが全面的に前へ出てきて、實際上、産経グループが実質上企画をしてることが大体うかがいしれるわけですけども、こういったことそれ自身は、日本にもいろんな新聞各紙がありますが、そ

ういうところのグループとの関係とか、そういう点は何かここで事業は全部報道すると。よく見ると、それは全部産経関係のテレビも全部そういうことになってると。そういう点では問題はないのかなと。しかも、市の公費を出して事業をやるということになる点で、そういう点は問題ないのかと。各紙との関係ね。何もうちの新聞まで入れと言いませんけどね、いろんな各紙ありますからね。

議長（重里 勉君） 東企画広報課参事。

市長公室企画広報課参事（東 三郎君） 御指摘のとおり産経グループに企画、立案その他をお願いしているわけですが、それらにつきましてもすべて市長なり2市1町の首長並びに区長連絡会の会長なり商工会の会長なりが入った実行委員会で承認をされない限り実施することはできませんので、その辺から考えましても矛盾はないというふうに考えております。

以上です。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） できるだけ質問を簡単に、時間の関係もあるし、議長の議会運営にも協力せないかんで、市長や皆入ってるから、区長会の代表が入ってるから支障がないで、そんなこといっことも聞いてないんです。日本でも大体5大紙というんですか、ありますわね。この産経グループだけと協定してこない事業をやっていいのかと。他の報道機関との関係はどうなんですかと聞いてるんですよ。

そしたら、もうちょっとあんたが答えやすいようにすれば、今回のこの体制がこのままずっといくんかということですよ、例えば毎年。そういう特定の企業グループにもうこのところは全部独占させるんかと言うてるんです。ことしだけなのか。これは議事録にちゃんと載せといてもらわなあかん。

〔林 治君「課長答えられへんかったら市長答えたらええんやで、待ってんかて」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいまの御質問でございますが、林議員御指摘のように、本年度につきましては2市1町全般的に産経グループとの連携ということで進めてまいっております。昨年は泉南市の中でも、ジュニアトラ

イアスロンにつきましては毎日放送、それからオートキャンプは個別に産経新聞社と連携した形でやっております、それぞれ強い意欲をお持ちの方々と共同していくことがマスコミとの関係では非常に適切だというふうに考えております。

ただ、2市1町で全体としてこのりんくうタウンを展開していく上で、産経グループは強い一定の意欲を持って、ことしが成功すれば次年度にもつながろうという意欲を持った上で我々も話を聞いておりました、そういう展開であれば、個々の具体の中身を充実していくことと兼ねまして協力も得ていくということは、適切なことではないかと考えております。ただ、その場合、それ以外のマスコミ等から当然また2市1町等にも働きかけがあるかと思いますが、そのような場合にはそのような場合にまた判断もしていく必要があるかというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 助役ね、そのような場合にはそのような場合にまた判断をしていくと言うけど、例えば空港島の方に大体今皆支局を置いてるんですよ、各社、NHKも含めて全部ね。そういった報道機関がこういうようなことを発表されて、報道ではこのグループ紙の關係に全部限ってしまっているんです。例えば会期中ニュース報道と、いただいたこれを見たら6ページに書いてますけど、全部産経關係のものばかりですよ。やっぱりほかの社が、これだけの人たちが、2市1町が共同してやる事業で独占されてしまってるわけですから報道できないでしょう。しかも、公のお金を使ってやるこういう事業で、それで意欲を持ってる、意欲を持ってる、ほかの企業には全部意欲ないということを先に証明してください、各グループが。証明してください。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 今の御質問でございますが、もともとほかのグループがあるかないかというのは我々もわからないわけございまして、その点についてないという断言はできないと思います。ただ、1年終わりました2年目の際に、ではどうするのかということは、当然2市1町考えておりましたところ、産経の關係のグループが強い意欲を持っておられたと。それを踏まえて2市1町共通に対応してまいったということございまして、我々としまして他の新聞社等が意欲を持たれていないという証明はで

きないというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） そんなもんできないで、偉そうに言われたら困るんですよ。あんたにしかられることないんやから。あんた産経グループが強い意欲を持ってる、強い意欲を持ってると言うて持ち上げてそれを言うから、これ公的な資金を、しかもまあ言えば市長を含めて公人ですよ。全部挙げて事業をやると言うてて独占させるからね、そんなことをこれからずうっとやっていくとなってきたら、やっぱり各社は——他の社ですね、他のグループというんですか、報道機関を締め出してやるようなことを、公的な機関が毎年そうやって、そこが意欲を持ってるという一言でそこだけやるというようなことは、僕は産経を別に敵視も何もしてないですよ。産経もほかのグループもそれぞれやっぱり意欲を持ってるかどうかというのは、問い合わせ含めてみんなそれぞれどうしてもやる気ないと。例えば、こういう協力はようしませんと。ここまではできるけど、これ以上ようしませんと。だけど、それをしてくれなかったらこの事業は成り立たないからやってくれるところにはやってもらいましょうというような経過があればよくわかるんですよ。だから、それを証明できませんと怒られたって、僕が怒られることと違う。そっちが本来ちゃんとそういうことをきちっとして、こういうグループとの特定グループを組むなら組むことをちゃんとせないかんわけです。

だから、そういう点では今後の問題については、特にこれで画一的に決めてしまわずに、他の報道機関等も含めて——報道機関というんですか、グループというんですか、これは企業ですから、そこと他の企業グループとの関係を含めて今後も調整できる可能性は十分残しといてくれんと、一遍に何社も組まれへんというんやったら、それはそれでやむを得ないと思いますけども、各社共同でやってくれてもええわけですから。そうでしょう。だから、特定してしまっていて決めてしまっていて、議会も皆賛成して決めたんやというようなことを言われたら困るんですよ。その点をちゃんと今後の問題としては、もう何の余地もないように、産経が意欲ある、意欲あると言われてるだけじゃ、他のグループの意欲がないというふうにしか聞こえませんかから、そういった問題についてちゃんとクリアできるようにしておいてくれますか。そういうふうに言えばいいですか、どうですか。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） この組織そのものは、2市1町で実行委員会をつくりまして、それぞれ向井市長もメンバーとして入っております、当然運営のあり方等はそれらも含めて議論されるということで、運営のあり方そのものについて共通してやっていこうというスタンスでやっております。ただ、実際に2市1町だけでやれば、企画あるいは立案、それから報道等、そういうことが能力としてありましたらいいわけですが、まだまだその辺ははっきり申しまして不十分でございます。そういう意味で一定のマスコミとの連携を図るということは重要であろうかと。

ただし、林議員御指摘の特定のマスコミに偏ってはいけないという御指示だと思いますが、その辺につきましては、一定の段階で当然いろいろと事業の展開等踏まえて反省していく中で、必要であれば考えていく必要はあろうかと思いますが、当面開港2年目を迎えて積極的に展開をしたいという意向を持っておった産経グループと連携をしてやっていこうということで決めたところでございまして、今後それらの運営についても十分に実行委員会等の場で話を継続していきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 悪いけども、助役はどんだけ責任持ってるのか私にはわかりません。来年は吉川助役おらないんで、今の答弁がそのままどうなのかわからん。市長自身参加してるというんやから、市長自身その場でそのことについて、特定せずに他のグループからそういう問題がないかどうかを含めて検討されるのかどうか、市長として。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ことし2市1町でこのつばさのまちという1つの大きなくくりを去年からやっております、この関係は大切にしていきたいと思っております。その中で、昨年イベントをしまして、ことし2年目なんですけど、夏に集中的にやろうというふうに企画しまして、たまたまそういう意欲を持っておられたフジ・産経グループが参画していただくということになったわけなんですけど、まずことしのこの成果というんですかね、見てみないといけないというふうに考えております。できればこういうイベントは、継続性のもとにやっていきたいというふうには考えております。ただ、来年につきましてはやはり今あります実行委員会がございまして、

当然終わってからも反省会を含めて来年に向けてのいろんな議論もあるかというふうに思います。その中で来年に向けて特にさらにいい企画なり新しい企画があるというのであれば、それはそういう協議会の中で議論をしていく必要があるというふうに考えております。

ただ、こういうものはなかなか一方ではリスクのある話でございますので、リスク負担がある場合にはしていただくという覚悟も一方では要するというふうに思っております。ことしの場合、フジ・産経の方である程度のそういうことも含めて協力をしたいということでございましたので、一緒にさせていただくということにいたしました次第でございます。御意見については、十分拝聴させていただきたいというふうに思います。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） これは初めてやる事業ですね、そういう点ではね。

そういう点でいろいろお聞きしたいことがたくさんあるんですよ。ここで展開する事業は、泉佐野から全部ですからちょうどイベントのタイトルの数でいえば10個というんですか、10事業あるんですね。全部についてお聞きしたいのですが、全部のことについて今私1人でお聞きすると、この議会の中ですからちょっといけないと思いますので、せめて泉南市の事業だけでもきちっと聞いておきたいと思います。その点、議長よろしく願いしたいんです。

泉南市も1,500万負担するということが突然出てきたわけですが、この1,500万出すんですが、そのうち特に泉南市でやるということになっておりますつばさのまちフェスタイベントのビーチサッカーですね。このビーチサッカーをやるということなんですが、このビーチサッカー、まず1,000万円かかるというふうには書いてあるんですよ。1,000万円がどうしてかかるのか。支出の内容を具体的にできたら資料でちょっと出してほしい。事前にこんなもん、各事業の分、全部支出の具体的な内容を議会に提示すべきですよ。これなしで概算で1,000万かかると、こう書いてあるんです。1,000万言うけど、あなた方にとったらはしたの金かわらんけども、市民にとれば1,000万というと大変な金ですよ。どういうふうにするのでこんだけも要するのかということをおはひとつはっきりしてほしい。

例えば、いろんなことがあるんですよ。映画もやるとか、それからレス

トランもつくったりとか、いろいろあると。そこへ何千万円要るとか何やて書いてあるんです。それじゃ、そこへ行ったら泉南の市民やったらただで食べさせてくれるとか、映画もただで見せてくれるとか、いろいろとそういうふうになってるんやと。だから、こんだけお金要るんやとこのか、そんなふういろいろ思うんですよ。

しかし、よくこの内容を見ますと——そういうふうにはほかの事業でも皆思うんですよ。ほかの事業のことを聞いていると大変ですから、泉南のサザンビーチでやるこのスポーツについて見ると1,000万円。ところが、この案内書をもらうと、少年の部が100チームで1チーム——これは1チームなのかなと思うんですが、5,000円の参加費が要ると書いてあるんです。市の広報を見ると、参加料は少年の部1チーム5,000円、女子の部1チーム8,000円、一般の部1チーム8,000円ということで、あと女子の部がふえているので、これは別にいいことやからあれですけども、こういう5,000円取ると、これを見ますと、少年の部、いわゆる小学生、中学生で100チームですからこれで50万、それから一般の部も100チームですから——これは100チームなのかな。ちょっとわかりにくい。市の広報の方と——女子の部、20チームふえるんですね。少年の部は50チームに減るんですか、半分に。そやから、これは50チームやから25万ですね。それから、女子のチームが10万円、それから一般の部が100チームで80万。

参加しようと思えば、少年からでもお金を取ると、1チーム5,000円も。ところが、予算が1,000万円かけてると、こうなってるわけですからね。それで、泉南市は1,500万負担すると。これはだれのために、何のために企画するのかな、実際上ね。こう思うんですよ。そういう疑問もあるんですよ。ちょっとその辺で、そういうことがわかるようにしてください。

議長（重里 勉君） 東企画広報課参事。

市長公室企画広報課参事（東 三郎君） 御指摘のビーチサッカーの件でございますが、募集につきましては、広報の方をちょっと今手元に持っておりませんので、中身はわからないんでございますが……（林 治君「何がわからない」と呼ぶ）泉南市の広報の中身についてはちょっと覚えてないんですけども、主管が産経グループの中のサンケイスポーツが担当するこ

とになっておりまして、こちらの実行委員会で承認をいたしております募集チームにつきましては、少年の部50チーム、女子の部20チーム、一般の部100チームでございます。ただ、6月16日の申し込み締め切り日になりまして、少年の部が3チーム、女子の部が2チーム、一般の部が380チームございまして、そういう関係から申し上げまして、泉南市といたしましてサンケイスポーツと交渉の結果、少年の部は無料にすることで話がまとまったところでございます。そしてまた、7月の8、9、第2土曜日で学校が休みの関係もございまして、泉南市のサッカーをされているサッカースポーツ少年団を含めまして10チーム、泉南市から出場枠をいただきまして、サッカー協会にお願いをし、現在その10チームを既にエントリーさしていただいたところでございます。

あとの運営に係る費用につきましては、ちょっと今手元に資料を持ってくるのを忘れまして、後ほどまた御答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（重里 勉君） 林議員に申します。質問回数もかなりたっておりますので、その点配慮していただいて、よろしくお願い申し上げます。林君。

23番（林 治君） それは先ほど言いましたように、1,500万出して泉南の海でやるわけですから、やっぱり納得のできるような内容のものとして理解さしてくれないと、それじゃ、例えば今のあの御答弁が冒頭にちゃんと説明としてあるべきですよ。市の広報で書いて、我々もらった資料では、100チーム、100チームになってるんですよ。これ議長、見られましたか。議長、顧問やから知ってますわな、先刻御承知やと思っておりますけども。市の広報では、チームの数が変わってるんですよ。それで、実際受け付けしたら今のような状況であるという報告でしょう。だから、そういうふうになったことについて、6月16日、きょうは23日ですか。そんなこと事前にわかってるんやったら、ちゃんとメモして、今こういうふうな現状ですというふうな報告を、このことを論議させるこの議会になぜ事前に配付してわかるようにしておけへんのですか。わからんから質問して、そんなもん質問が長いことなってるから言われたら、これ話になれへんですよ。論議できへんですよ、こんなん言われたら。ちょっと理事者の方のこういう——単なる不手際と違いますよ。真剣さのない点について、

もっと議長からも注意してください、一遍当局に。ちゃんと資料を出すべきですよ、こんなもん。

それから、もう1つ言いますよ。これ、広報ですよ。広報は10日から14日かかるて議長も聞かれたでしょう。これ、締め切りが6月15日までにどこへ申し込めて、泉南市に申し込むんじゃないですよ。サンケイスポーツのつばさのフェスタビーチサッカー 95 in サザンビーチ係まで郵送でしなさいと、こういう申し込みになってるんですよ。6月15日までですよ。市の広報がね、子供がこれを見て、こんなんがある、行こうなんていうことになるまでに、これどうなりますか。手元へ行きますか、これ。そら子供はなかなかそんなんわかれへんのん当たり前ですよ。2チームや3チームしか出えへんのん当たり前ですよ、どんなもんかわからへんし。せっかく1,500万もかけてやるんやったら、やっぱり子供たちには、泉南市の子供たちに十分周知徹底してわかってもらえるようにしてやらないとだめだと思えますよ。そうじゃないですか。何かイベントのためのイベントをやるんやったら、そのために金かけるといのはぐあい悪いですよ。そうじゃないですか、市長。あんた実行委員会の会長さんですか、ことしは。会長さんになりましたのか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ことしは、会長は泉佐野の市長でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 来年はだれになりますか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まだ来年はわかりませんが、できれば持ち回りにしようということにはなっております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） できればじゃなしに、やっぱりそんなことも最初からはっきり決めとくべきですよ。何でもかんでも佐野の市長が——そうでしょう。まず駐車場のあれでも、全部会長でしょう、泉南市は金出すばかりで。私は、向井市長の宣伝のために会長になったらええと言うてると違うんやで。やっぱり泉南市長は泉南市長としてそれだけのことをちゃんと対等にやっててくれないかんですよ。何なっても皆佐野や。しかも、そういう状況です、中身としては。

だから、この広報がこういう形ですから、もっとせっかくやるイベントで参加を求めるなら、やっぱり参加を求められるような周知徹底するようなことも、せっかくやるんですから市には——こんな広報の中の、これは何ページか。これは9ページの中にあるんです。ここにあるんですよ。なかなかこれを見て、こんなんあるぞとわからないですよ。私もこれ、6月号に載ってるということをこれで見つけて、あ、ここに載ってるなとわかったんです。そんなことも含めて、そしたら例えばこれ独自のビラを出して、広報と一緒に回すようにするとか、いろんな方法があるでしょう。できるだけ子供たちにも参加してもらうようにすると。

それから、去年ビーチサッカーを樽井のサザンビーチでやってるんですが、このときの費用がどのくらい要ったのか。それも含めてできたらさっきの費用の報告書と一緒に報告してください。

議長（重里 勉君） 東企画広報課参事。

市長公室企画広報課参事（東 三郎君） 昨年のビーチサッカーの費用の関係でございますが、昨年につきましては、ベースボールマガジン社——「サッカーマガジン」という雑誌を発行しているところが主体的に全部やっていただきましたので、泉南市といたしましては関知をいたしておりませんので、わかりません。

以上です。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） わかりませんじゃなしに、泉南市として費用を出したかと聞いたんですよ。じゃ、出してなくてできたと。そうすると、ことしなぜ1,000万かかるかということなんです、逆に言えば。同じようにそのマガジン社もここへ出てるんですね、雑誌として。今度は一員で出てるんですよ。去年は海水浴が一番華やかなときには——これは一番華やかなときですよ。こういうときにやると、いろいろと事故があったらあかんということで、いろいろ話し合った結果ですが、たしか8月の28、29日ごろ、これは市長も私も一緒にあのとき行きましたからわかっていますが、あの時期にやったんですよ。それで、駐車場を使ってもらったんで、海水浴場の経営としては一定よかったんですが、樽井海水浴場の運営協議会としてはこれでもうかったんですが——もうかったというか、費用のプラスになったんです。向こうが人の出入り、車の出入りを監視員を置いて

全部ちゃんとしてくれたんです。それで、向こうも参加の費用もこの程度の費用を参加者から取って、結構それで宣伝にもなって喜んでたんです。

ところが、今度はそれが1,000万もかかるというのは、私どない考えても納得いかないんですよ、1,000万円かかるというのは。これ、いろいろ役員さんがいっぱいつくんで、その役員とか何とか来てもらう人のために費用が要るのか、何もそんなことせんかて子供らは皆喜んでやるんですよ、ビーチサッカーは。7月の8日、9日と一番海水浴でいい日に、しかも土・日の一番込むときにこれをやって、駐車場問題からいろんな問題全部クリアせないかんと思いますが、それから海水浴運営協議会の了解も得ないとこれは絶対できないと思うんです。運営協議会が責任を持って運営せないけませんからね、サザンビーチの。そういう問題とかそういう日程上の問題、それからこの費用が1,000万かかるというのは、これはどない考えても納得ができません。とにかく資料を早く出してください。

議長（重里 勉君） 東企画広報課参事。

市長公室企画広報課参事（東 三郎君） それでは、ビーチサッカーの経費の内訳について御説明を申し上げたいというふうに考えております。

まず最初に……（「林 治君「コピーで出してよ」と呼ぶ。和気 豊君「我々も欲しい」と呼ぶ）。

そしたら、コピーして出さしていただきますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 先に口頭で言うて、そしてそれから後資料を出して。

市長公室企画広報課参事（東 三郎君） （続） それでは、先に御説明をさせていただきますして、後ほど配らしていただきたいというふうに考えております。

まず最初に、設営関係といたしまして、テントとかステージ、案内看板その他で300万円、それから競技関係——ゴールとかゴールネット、得点板などで120万円、それからステージ設置に伴います音響設備に電源の関係もございまして80万円、それから幸い大阪にはプロのサッカーチームが2チームございまして、セレッソ大阪とかガンバ大阪の……（林 治君「音響は何ぼ」と呼ぶ）80万円です。出演者関係といたしまして、今申し上げましたようにガンバ大阪、セレッソ大阪の、今シーズン中ございまして、2軍の選手になろうかとは思いますが、その人たち

に来ていただくのとか、ちょっと名前は聞いてたんですが、忘れたんですが、タグチ何とかというサッカーの解説をされてる方ですが、その方にも来ていただき、またアマでございまして、女子の田崎真珠というところに強い女子のサッカーチームがございまして、その方たちに来ていただきましてエキジビションマッチをやっていただいたりする出演関係で100万円、それから大会の申込書とか大会要項を印刷いたしておりますので、それに50万円、あと審判の人件費その他で90万円、あと弁当等で20万円、その他運営諸経費で230万円、合計1,000万円ということになっております。後でコピーして配らさせていただきます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） ちょっと今その費用の内訳を聞いたけど、びっくりですわ、これで1,000万円というのは。去年ゼロ円やったんですよ。しかも、まだ駐車場を使ってくれただけ、しかも海水浴と分けてやって成功してるんですよ。これでテント借りたり何や買うたりするのも全部この費用の中に入ってくる。買うたもんだこの持ち物なんか知らんけども、設備費なんか。結局、この前はそこの会社が宣伝をしてそうやって、サザンビーチの宣伝にもなって、そういうことで使う場所については無償で使わせてほしいということでしたんですよ。それだけの負担ですわ。だれのためにこれやるの。こんだけ赤字になったらあと産経グループで負担するて、そんなうまい話あれへん。しかも、参加者にはちゃんとお金を取るんですからね。

それと、参加の申し込みもこの6月15日の締め切りというのは、産経新聞を読んでも人は見てるかわからんけども、産経新聞のあれを持ってない人はわからんし、あとは市の広報だけでしょう。市の広報は9ページに書いてて、そんなんほとんどわかりませんよ、やるのは。ちょっと余りにもやり方が、何ていうのかな、ずさんというか、横暴というか、しかもこんなことに予算組むというのはね。もう少しこの予算の中身の、こんなテントとかステージとか看板とかいうて300万使うとか、ちょっと使い過ぎと違いませんか、実際問題。それこそ産経グループがこれを出してやったらええねん。何かちょっとは改善策ないんですか。

議長（重里 勉君） 大前企画広報課長。

市長公室参事兼企画広報課長（大前輝俊君） 市民の方に対するPRでござ

いますが、一応産経グループが現在大阪新聞等で掲載しておりますが、市の広報紙につきましても、7月号で紙面をかなり割きましてPRして配布するようにいたしております。

以上です。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 大前君な、参加者は参加できないて。参加したかった人は参加できないと言うてるんです、これでは。締め切りが早いから。あんた方のこういう広報の内容では、市民の税金——一定の人しか知らんわけですよ。行政の企画でやって、行政がやるんやから1,000万円かかると。切り詰めてこれだけやというんやったら、これはこれでわかるんです。これはこれでもかめへん。わかるんです。これでしょうないかもわからん、泉南市がやるんやったら。そしたら、あとは各紙が泉南市がこういうことをサザンビーチで——2市1町でもかめへん。共同でやるというたら、そら各紙全部宣伝してくれますよ。産経グループに限ってるから、ほかは宣伝してくれへんから、僕はたまたま申しわけないけど、産経新聞とらしてもうてないんで知らんですよ。議員やらまだこんなもんもうて事前にわかってたけど、一般市民は知りませんよというんですよ。そやから、そのところを言うてるんですよ。

市長ね、市長が直接そういうところへ行って最終決定やったんやから、そういう点についてはもうちょっと市長も責任を持って考えてくださいな。ただお祭り騒ぎで行政がそんなことをする主催者になるのはおかしいんやけども、それをしてたら泉南市はうまいこといってる、それはぐあい悪いんですよ。そやけど、行政の一環として、その中でそういうことも仮にあったとしても、私も別に反対はしませんよ。そやけども、ただ見に行く人とやる人とあるでしょう、市長。昔から言いますやん。やっぱり自分自身が参加するというか、やるとかやれるとか、ほかの佐野でやるのは、ほとんどあれ、映画を見るとか、それから食べるとか、そういうもんが多いですけども、うちの場合、特にこのサザンビーチでやるビーチサッカーというのは、去年も実際やってるんですよ。去年ただ潤うたやつがことしは1,000万円も——それもやるんで、そら花火もあるかしらんけども、かかると。あの事業に1,000万円かかると言われたら、私は納得できへんですよ。

ここを見ると、ビーチサッカーはことし1月にブラジルで第1回世界ビーチサッカー選手権が開催され、ジーコ選手の活躍もあって人気が急上昇してますと、何かジーコ選手が来るんかなと、ふと思うたんやけどね。そんなふう書いてあると。こちらの方でも、このビーチサッカーではガンバ大阪、セレッソ大阪のJリーグ選手——ビーチサッカーを盛り上げるため出演者はテレビなどでおなじみの元サッカー選手やJリーグの選手を迎えると、こう書いてるんやけども、今聞いてたら、Jリーグ2軍の何とかとかで、こない一遍にカウントダウンしてる。そやけど、金だけは100万円かかると、こない言うてるんやな。

別に来ても来んでもええけども、問題は町の人に参加できる体制をもっとちゃんと組んで1,000万円——それで、これ1,000万円も要るんかどうかということと、もうちょっとちゃんとその辺はひとつ去年実績あるわけですから。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市で幾つかのイベントを企画しているわけなんです、ビーチサッカーも1つですし、あと花火とそれから去年実績がありますオートキャンプと、それからエスニック屋台村という食べ物ですけども、そういうトータルで4つほどのイベントを考えているわけですが、それぞれもちろん必要経費というのは、概算ではございますが、はじいておるわけですが、それとか、全体としてのマスコットキャラクターとか、共同事業もございます。それらトータルで本市として1,500万円の負担をさしていただくという形をとっているわけですが、たまたま今、林議員の方からビーチサッカーの内訳等についての御質問があったわけですが、それは実際、いろんな準備等を含めてその程度かかるんじゃないかというふうに考えておりますが、それにすべて充当するということではなくて、共同のマスコットキャラクター等の募集とかあるいはPR、そしてロードレース、で今の個々のイベントですね。これらトータルで泉南市として1,500万円を出さしていただくと、こういうことですので、そういう意味での御理解をいただければありがたいというふうに思います。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 私も長くやるのが目的じゃありませんので、できる

だけ簡潔にやりたいんですが、当局の方がやっぱり我々が質疑を、不必要な質問をしないでもいいような準備を、こうして今のときに急に出してくるわけでしょう。ちゃんとそういう点はひとつ準備を市長、やっぱりよくしてください。そのことを改めて要請しときます。要らんことでいろいろ言われるのは、こちらも片腹痛いです。

それから、例えば一番最後にさっきの経費の中でいろいろ言うたけど、諸経費に230万円と、こうえらい大ざっぱなことを言うてくれたけども、230万——私は市長、あなた今4つほど事業あってと言うけど、食べるもん、屋台村とかなんかも、何でこんな金要るんかなと思いますよ。それで、市長がそない言うから、屋台村も何ぼ費用かかっているんかというやつを皆見ざるを得なくなるんやけどね、それやったらそれで。屋台村に何ぼ要るんかな。

いろいろ御意見もあるからもう置いときますけども、今の報告でも1,000万——私が言うてるのは、このサザンビーチに何で去年はゼロ円で——もうそれは繰り返しませんけども、そうであったのにことし何で1,000万円も要るんか、これをやるのに。ここがわからんと言うてるんです。しかも、この中に230万円諸経費やと、こんなざっぱなことないですよ。この中に市民の税金も入っているわけですから、この経費についてはもっときちっと詰めてもらおうと、實際上。そうでしょう。

それから、政治家が政治的に利用するというのもありませんね。最後にそのこともひとつ含めて、230万の諸経費等についてもね。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そういうことはございません。

〔林 治君「経費。費用について。そんなん1,000万もかかることあるかいな」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 東企画広報課参事。

市長公室企画広報課参事（東 三郎君） 諸経費の問題でございますが、あと宣伝費用もございまして、380チームの申し込みがありましたんで、そのエントリー、再送り返しとか全部出てきますので、その辺でアルバイト賃金等も含めまして230万円という金額に計上されてきてるところでございます。

以上です。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 議長、もうやめようと思うてたけども、これなんでしょう、産経グループへ申し込みでしょう。泉南市へ申し込みじゃないでしょう。産経グループへ申し込みでしょう。泉南市へ申し込み書いてないですよ。泉南市へ申し込みを受けてていろいろやるというんやったら、これは費用も要るかわからんけども、そんなもん産経グループ、自分この名前書かして注文さしといて、そんなもん責任持ってそんなもんは全部ちゃんとしたらええんですよ。しかも、それは泉南市があんたら監視してちゃんと公正にチーム分けさしたらええんですよ。そんなもんに金かけたらあかん。産経グループにちっとは金出してやらしたらええ。宣伝費は要らんで。産経新聞が書くんやろ。金も来るし。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） このつばさのまちフェスタのいろいろな取り組みについては、個々のいろいろな事業のおおむねの概算の説明をしております、先ほどの事業もトータルの事業の中で位置づけておりますので、こういう形での概算を説明させていただいております。

林議員御指摘の昨年の海水浴の浜でやられたベースボールマガジン社のビーチサッカーにつきましても、あくまでもそのトータルの運営については、泉南市トータルでかわらないと。その使用について意義があるので、御承認を差し上げるという形だったと思いますので、当然向こうの方も幾ばくかの金はかかっていると思いますが、それについては当然我々も把握しておりません。先ほど東の方から申ししたのは、個々の積み上げの事業の中身についておおむね説明したわけですが、それらについては今回トータルの事業の中で位置づけておりますので、こういう形で説明を差し上げた。

ただ、経費の個々につきましても、我々も当然今後ともできるだけ精査し、少額で済むように努めてまいりたいと。先ほど市長も申しましたように、トータルでいろいろな事業をやっております中で、泉南市としてトータル1,500万円の補助といいますか、負担金を出していくということでございますので、この花火の問題もございまして、それからオートキャンプの問題等々ございまして。それから2市1町で共通する経費等も含めて対応していくということで考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い

い申し上げます。

〔林 治君「それは違う。話が違うよ。議長、もうこれで終わりますので」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） トータルでトータルでという、そういういつでもあいまいもこなところへ話を持って行って、それで済まそうとする。それはそれで1,500万円要るということについては、私はそれでわかってるんです。そやけども、ビーチサッカーで事業やるのに1,000万円要ると。これでこんだだけ支出せなあかんということになかなか理解できないんですよ、実際問題として。産経グループがそんだだけやるんやったら、もっと自分とこで責任持ったらいんですよ。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） おおむねの歳出の中身を先ほど説明したわけですね、ビーチサッカーにつきましては。当然、その収入等については、いろいろなことを踏まえて考えておりまして、その歳出が歳入から埋まらない場合は、当然先ほど申しましたサンケイスポーツが実質個別にこの問題についてはやるわけですから、サンケイスポーツの方で基本的に歳入欠陥が出たとき等は対応するというふうに聞いております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 産経新聞が最終的に持つというのは、こんだ大きな予算を組んでたら赤字になることないから持つことないて。何言うてまんねや。こんだ大きに予算組んでたら、赤字出ることないて。何が持つ、持つや。最初から赤字出るような予算組んどけや。そしたら、あ、そうやなと思うわ。

議長（重里 勉君） 林議員に申します。今、長時間かけて質疑応答をやっておられましたけども、平行線で煮詰まってるように思いますので、何とかの形の配慮のほど……（林 治君「答弁したらええねん。僕、今答弁を求めてる」と呼ぶ）。

〔和気 豊君「しっかり根拠に基づく答弁してくれたら納得できるんやから。根拠を求めたら答弁できへんやないか」と呼ぶ〕

〔林 治君「泉南市は金使うのは、じゃじゃうやで何でも使うてもええんかいな。だから、特定の企業グループとやってるから

こないなるんや」と呼ぶ]

議長（重里 勉君） 最後の答弁をお願いします。向井市長。

市長（向井通彦君） 林議員のおっしゃることも十分わかるわけですが、こういうイベントといいますのは、なかなか積み上げでいかない部分もございまして、トータルでこれだけの予算でやるということで普通やっております、その内訳はおおむね東が言いましたように組んでおります。それはもちろんほかに幾つかのイベントを重ねておりますので、我々が負担させていただく1,500万円、佐野が負担する3,000万円、あと田尻さんがありますけれども、そういう中でやると。オーバーする分については、フジ・産経グループで責任を持つと、こういう形でやっておりますので、非常にわかりにくい話かというふうに思いますが、なかなかイベントの場合は細かく積み上げというんですか、しにくい部分もあろうかというふうに思いますので、今後これらの事業をやった後の実際にかかった費用等の検証は十分私どもでもやっていきたいというふうに考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

〔林 治君「議長、もうこれで終わります」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） それでね、市長、こういう論議ですから、私はこのイベントをすることについて別に反対して今言うてるんじゃないんですよ。そやけど、去年無料でできてまだ潤いのあったものが、今度は1,000万円かかるというんで、しかも参加する泉南市で——泉南市だけやないみたいやけども、参加する者にも金がかかると。参加費も取るというてるわけですから、余計納得がいかないんですよ。

しかも、宣伝が産経グループだけに限られてしまう。行政がやるんですから、ほかの各社みんなに本当は宣伝してもらったら、またこれをやったら宣伝します、嫌でも。ところが、特定にするとほかのグループは宣伝しなから知られない。広報でもこういう格好でしか知られてない。

そしたら、花火やったら見に行くのは行きますわね。そやけども、今のこういうスポーツやるというたら、やっぱり参加することに一番意義があるわけですから、そのことはきちっと保障させると、それだけの事前の宣伝も必要やと。そういうこともちゃんと保障されてないというところなんかは私は問題だと言ってるんですよ。

それはやっぱり一企業グループに限るというところからいろいろ問題が起こってるわけやから、市として早くから準備しておれば、そういうことはないわけですから、去年もやったらことしもやるというんですから、また来年もやるでしょう。そしたら、できたら各社が競って報道してもらえようかなことをむしろやる方が、結果的には安くつくんじゃないかなと思うんです。そのために費用が要るときには、やる事業で必要な費用は一定かけたらいいわけですから。そのことやったら、みんな文句ないと思うんですよ。特定の企業グループと組む、どこかの団体の言いなりになる行政というのはあかんということを言うてるんですよ。

だから、そういうことを含めて考えて、やっぱり来年度については意欲ある、意欲あるて、そしたらほかの企業は意欲ないんかということになるから、そういう失礼なことはないわけですから、そういう点も含めて道を開いておくぐらいのことは、市長も責任者としてやっぱり考えておいて欲しいと思うんです。そういう点について市長の最後の御答弁をいただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ことしの場合、2月スタートということで若干いろいろ十分準備できなかった分もあろうかというふうに思います。これらは当然来年に向けての反省材料といたしたいというふうに考えております。

それから、主催、共催につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、ことしはこういうイベントをやりますけれども、その成果も十分見た上で来年度へつなげていかなければいけないと。その場合に、その選択肢として固定的に考えるべきでないというお話でございますので、その辺は十分留意をして、また来年結果としてどこになるか別にして、今回の共同のイベントでやっております協議会の方にもその辺のことはお伝えをしたいと、このように考えます。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 議案の第6号に反対の立場で討論をさせていただきます。

りんくうタウンの埋め立てがいかに矛盾のあるものであるかというのは、今の質疑の中でもわずか50ヘクタールのうち5ヘクタールにも満たない

という状況の中で、はっきりしておると思うわけであります。そういう中で行政がお金を投入してのイベント計画でありますけれども、やはりこれも市民に密着したような行事とはとても思いませぬ。1,500万円といいますと、例えば我々の生活に密着したような予算でいいますと、1年間の道路の清掃や除草ではわずか258万円で市民の日常の生活の基盤が整備されておるわけでありまして、道路補修にいたしましても、人件費では400万足らずであります。

このようなことを例に出すまでもなく、この1,500万円というのは、まさしく花火大会のように一瞬にして消えてしまうような、そういう内容であると思うわけであります。しかも、いつか問題になりましたNHKの公開番組で行政がお金を出したということが問題になっておったわけでありまして、産経グループという報道機関は、番組をつくるためにはお金をかけて番組をつくっておるわけでありまして、それを行政、いわゆる税金からお金を出して番組づくりに協力をする、そんなことも世の中の倫理に私は反すると思うわけであります。

そういう意味で、失敗をしたりんくうタウン、自然の海を壊してつくったことが今や失敗したことは明らかになつておるわけでありまして、そういうものの上にこのようなイベントをすることは、何ら市民のためにならないということで反対をしますので、よろしく願います。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第6号は、原案どおり可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後9時30分 休憩

午後9時54分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第7号 平成7年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第7号、平成7年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成7年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定に基づき補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,936万1,000円を追加し、7億6,379万7,000円から9億3,158,000円とするものでございまして、歳入の内容は、繰越金の補正を1億3,936万1,000円とするものでございます。また、歳出につきましては、総務管理費で同額を計上しているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第8号 泉南市樽井地区財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第8号、泉南市樽井地区財産区管理委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

樽井地区財産区管理委員会につきましては、本年3月31日をもって任期満了となりましたので、平成7年第1回定例会に新委員を御提案申し上げましたが、御同意を得るに至りませんでしたので、今般各方面と御協議を申し上げ、泉南市樽井地区財産区管理委員会協議書第3条の規定により別添のとおり議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 本件については、現在本市議会議員でありますところの片岡滝雄君、南 良徳君の両名が包含されており、いずれも両君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により両君の除斥を求めます。

〔片岡滝雄君、南 良徳君退場〕

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

片岡滝雄君、南 良徳君の入場を願います。

〔片岡滝雄君、南 良徳君入場〕

議長（重里 勉君） 次に、日程第10、議案第9号 工事請負契約の締結について（（仮称）埋蔵文化財センター新築工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第9号、工事請負契約の締結について（（仮称）埋蔵文化財センター新築工事）について御説明申し上げます。

議案書は、追加議案書5ページから7、8、9とずっと続いております。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、仮称埋蔵文化財センター新築工事でございます。工事請負者は大阪市西区江戸堀一丁目6番14号、日産建設株式会社大阪支店でございます。

請負代金額は、7億6,220万円でございます。

仮契約の日付は平成7年6月9日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注につきましては、参考資料に添付いたしております。

よろしく御審査のほどをお願いし、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——真砂君。

26番（真砂 満君） 時間の関係がありますので、一括して簡単に行いたいと思います。

まず、この落札したのが日産建設ということでございますけれども、この8社はどのような指名基準で選ばれたのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それと、埋蔵文化財センターですから普通の建築物と違うと思うんで、8社の過去の実績ですね、そういった実績があるのかどうか、それが2点目。

それと、今回指名入札されているということでございますけれども、制限つきも含めてですが、競争入札をこの物件で考えられなかったのかどう

か。それとあわせて、地元業者ですね、ジョイントベンチャーを組んで
る考えはなかったのかどうか。その4点についてお伺いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 真砂君の今の質問の中で、競争入札という言葉を使わ
れましたが、一般競争ですね。わかりました。伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） それでは、先ほど真砂議員さんからの
御質問にお答えさせていただきます。

1点目の指名基準の点につきましては、府の経審点の中堅クラスという
んですか、ある程度ゼネコン以下のそういう関係の指名ということを基準
に置きまして業者の選定をさしていただきました。

それと、過去の実績、おっしゃってますのは埋文センターとかそういう
専門的な建物についての実績ということで御質問かと思うんですけれども、
それに見合うような資料というんですか、それは今のところ手元にござい
ませんし、またそういう確認をしておらないのが実情でございます。8ペ
ージに、年間平均実績、直前の2年間の平均建築一式完成工事の工事高で
すね、これを明記さしていただいておりますので、その点で御理解いただ
きたいと思います。

それと、3点目の一般競争入札の件なんですけれども、一般競争入札を
しようと思いましたが、事務的な手続上からいきましても、2カ月ないし
2カ月半ほどかかるという、そういう時間的に費やすあれが多々ございま
すので、今回来年の3月末までに工事を完成しなければならないという状
況の中におきまして、単体で発注さしていただいたということでございま
す。

それと、JVの関係なんですけれども、これも同じく時間、日数的なこ
ともございまして、今回御指摘のように地元の業者云々ということもござ
いましたんですけれども、それも時間的、日数的に大分日にちを費やすと
いうこともございましたので、一応単体ということで発注さしていただ
いたということでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 指名入札、また地元のJVという関係では、日数が
非常になかったというような御答弁だというふうに思いますけれども、い
ずれにいたしましても、泉南市の業者としてもバブル崩壊後非常に不況で

ございまして、仕事を非常に期待をされていた。今回の物件でもそうだったというふうに思うんです。そういった意味では、計画されてからかなりおくれがあったわけですから、日程的には私の方は十分時間的な余裕があったというふうに思うんです。事務的な手続上は、確におくれはあったというふうに思いますが、そういった意味では市内の業者の皆さん方の意向を十分に酌んでいないんじゃないのかなというふうに思います。

それと、実績について把握をされていないということですが、それではちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うんですけども、やはり指名をするときには、当然経審点の関係とか実績とかいろいろあるというふうに思うんですけども、今の答弁では、どうなんですか。実績がないような業者でも、中堅どころであればこういった埋蔵文化財センターという特殊な構築物でも可能だという判断なんじゃないかな。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 真砂議員の今の点でございまして、まず埋蔵文化財センター関係の施設については一定程度調査いたしております。ただ、泉南市の方でやります規模は、他の埋蔵文化財センターの事例に比べまして非常に規模が大きいというふうな問題もございまして。

それから、特に埋蔵文化財センターゆえに特別に専門で細かい知識が要するというのではなくて、先ほど課長が申しましたように、一定府の経審点でのランク等が高いところであれば、こういう工事についてはこなせるという情報も含めまして判断したところでございまして。

地元業者参入の問題等、我々も事前にはいろいろと検討してまいりましたが、特にこの事業につきましては経過がございまして、平成6年度にやらなければならない工事を繰り越してやらざるを得ないという局面もございまして、特に工期の確保について神経質になりまして、その辺の観点を重視して判断してきたところでございまして、よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 私は回数をきちっと守りたいと思うので、もうこれでやめますけれども、工期の面だけで言わしていただければ、私は地元の業者であったとしても、きちっと工期は守れるだけの実績のある業者はたくさんおると思うんですよね。経審点の高い大手の市外業者だけがそうい

った工期を守れるということにはならないというふうに思いますので、もっと地元の業者も信用してやっていただきたいということだけ述べて終わります。

議長（重里 勉君） 巴里君。

14番（巴里英一君） これは今質疑がありますが、これだけでないんで、実は今助役が答えている問題で、選定の時間がないとかいろいろ問題があるにしても、ある時間帯——もともと埋蔵文化財センターを建てるということが前提になってますから、それ以前にこの工事が泉南市内の業者において施工できる能力がないということが前提での判断というとらえ方でいいわけですか、この場合は。つまり簡単に言うと、泉南市の業者の中ではこれはでき得ないと。だから、この業者を選定したんだというとらえ方でいいですか。これだけの工事はでき得ないんだと、そういう業者はいないんだということにとらえていいんですね。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 巴里議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、規模が大きいということもございまして、市の要綱によりますと、市の中の建築のランクについては何億以上ということを決めておりまして、この問題については7億6,000万ですので、一応市外業者でもいいということだと思っておりますが、地元の業者の方に参加していただく場合には、JVを組んでやっていただくという形がある意味ではいいという判断もできるわけですが、先ほども申しましたようにJVを組む事務手続、それから工期——来年3月までにやり切るとかということから、今回これにつきましてこういう判断をしたところでございます。時間的な余裕等がありますれば、地元業者の育成という見地からもJV方式等でやることも今後重要な課題だというふうに認識しております。

議長（重里 勉君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 皆さん、泉南市の財源でしますから、できるだけ地元還元をしていくということがやっぱり大事だということの答弁をずっとやられているわけでしょう。それなら、8億何がしが、泉南市におけるAランクが例えば5社なら5社あると。それじゃ足りないよと、でき得ないんだということの判定が前段でなければ、こういう指名の仕方をしないわけだと僕は今の答弁でわかるわけです。

ならば、JVというのは、やっぱり組み合わせということですよ。ジョイント・ベンチャー、つなぐということやから。例えば、4億の工事負担ができる業者が2社おれば組めるということであれば、JVを2つ組みなさい、そしてこの中へ入りなさいというふうな形というのは考えられないんですかね。そやないと、いつまでたってもなかなかでき得ないままほうっておくというんか、ほうっておくというよりも、それでは育成ということにはつながりにくいんじゃないかというふうに考えざるを得ない。

それで、例えば施工期間がそれで間に合わなかったペナルティーですから、今度はその業者が泉南市の業者であったって入れなければいいんであって、それはペナルティーをやればいいんであって、そういう意味ではそういう施工方法、指名競争入札、指名の方法論は、一遍考える余地があるんじゃないですか。ただ、20億、30億をこの1社でというのはちょっと無理かもわかりませんがね。これは3社JVとかいろいろやり方はあると思いますが、七、八億規模なら2社JVで十分他の社ともできるんじゃないですかというふうに私は思いますが、その点は考え方をもう少し、いわゆる指名委員長の役職にある助役として、あなたがおっしゃったことは来年に反映するというふうに私は感じますから、そういう考え方をもちであるんか。

議長（重里 勉君） 吉川助役。

助役（吉川一郎君） 建築工事でございますので、今日建築工事についてはかなり大きな規模の額でも1社等でやれるというようにいろいろな意味での実績等もございますが、この工事を出す際に、技術基準等でいきますと、なかなか府の経審点の中での判断であれば、地元の業者が利用できないということがございます。それについては、当然今後地元の業者の方々に建設工事参入の機会をできるだけ確保すべき努力をすることが、行政の重要な課題だというふうに認識しております。

ただ、この案件について判断するに至ります過程で、やはり工期の優先という問題でJVを組みますと一定時間がかかるとか、そういうふうなこともございまして、こういう判断をした上で進めてきたところございまして、今後事業を担当しております各部局も、それらの視点を押さえた事務処理をするように指導してまいりたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 最後になりますけども、助役が御答弁いただきましたように、そういう方向も含めて考えていくということでございますね。それで、時間がないとか、施工期間がないというんだったら、それは行政の事務上の問題であって、それなら1カ月前にその方式をとれば十分可能なんでしょう。そして、どうしてもできないときは明許するわけですね。繰り越しをやったりするということは、今まで幾らでもあるわけですね、下水道でも。それを来年3月末までにしなきゃならないということはないわけでしょう。でき得ない場合もあり得る場合は、今言うている工期がそこまで越さなきゃならない場合は繰越明許するわけですからね。そういう場合は十分選んで、できる可能性があるのかどうかということをやっぱり検討するというのは大事なことですよね。検討会だというふうな関係でやられると、税金を納めている部分としては、やっぱりしんどい面がいろいろ出てくるんじゃないですか。

今後、この程度の工事は、やっぱり地元でJVを組んで——何社あるか僕は知りませんよ。あなたができる、できないと言うてるのは、何億までだったらできるんだという公表もされてませんから、公表されてない限りできないんだと言われたって、何を基本に言うてるのかなというような皆さんの疑問を感じる部分があるんで、本来はランクがあるならばランクを出すべきだと僕は思います。

あなたは経審という言葉を使っていますが、大阪経営審査協会だと思うんですが、ここの点数が高いからいいんだということにもなりませんよ。どこかの業者が300人規模で雇うてまんねんいうて300億——大体1人1億の売り上げやったら300人で300億ですわ、年間の売り上げにしたら。そんな業者は泉南市におらないですよ。泉南市にそういう業者もおるかもわからないのなら、経審の結果が出てくると。経審だけ信頼するというわけにいきませんから、実績とか内容とか、そういうものを加味してあなた方がここでピシッと答弁できるような内容であれば、僕はジョイントベンチャーを組ましてもいいんじゃないですかというふうなことを申し上げて、今後はそういう方向で進んでいただくことを期待します。

以上。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第10号 工事請負契約の締結について（公共下水道（第7-1工区）雨水管渠築造工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第10号、工事請負契約の締結について（公共下水道（第7-1工区）雨水管渠築造工事）について御説明申し上げます。

追加議案書は17ページからでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の中身でございますが、契約の目的は公共下水道（第7-1工区）雨水管渠築造工事でございますして、工事請負者は大阪市北区東天満二丁目2番5号、大豊・大都建設工事共同企業体でございますして、代表者は大豊建設株式会社大阪支店でございます。

請負代金額は7億5,190万円でございますして、仮契約日は平成7年6月9日でございます。入札方法は指名競争入札でございますして、この工事につきましては、工事延長604.095メートル、工法としましてはシールド工法となっております。

なお、工事の詳細な概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注等につきましては、参考資料を添付しておりますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。――

——和氣君。

2 2 番（和氣 豊君） 2点のみに限ってお伺いしたいと思うんですが、1つは、真砂議員も言われましたように、市内業者が今不況のあおりで大変な状況でございます。そういう点では従来からこういう大きな工事については、当然市内業者に何らかの、わずか1割であっても部分的な仕事を請け負っていただくという点で、現説等のときに立て坑とか到達坑ですね、これは何か3カ所ありますか、今回の場合。そういうことで、特別に地元業者ができる部分については、地元業者に下請、受けてもらうようにと、こういうふうな条件を課せると、縛りをかけると、こういうことを従来からやっておられるわけですが、今回おやりになっているのかどうか、その点をお聞かせいただきたい。

それから、今回のこの工区ですが、これは污水管も入ってますね、ここはもう既に。この污水管はいつごろ埋設されたのか。これもちょっとわかっておればお示しをいただきたいなと、こういうふうに思います。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 和氣議員さんの質問にお答えさせていただきます。

市内業者は何らかの育成を前提とした考慮がなされなかったのかということに関しましては、過去に、63年でしたか、準大手クラスと地元とのJV、ジョイントベンチャーを組むときに、一次現説……。

どうも失礼しました。下請のことですか。（和氣 豊君「そうよ」と呼ぶ）そしたら、下水道部長と答弁をかわらせていただきます。申しわけございません。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和氣議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の市内業者の下請の件でございますが、現時点では私どもからは具体的なことは業者にはまだ申しておりません。ただ、泉南市といたしましては、常々市内業者の育成ということにつきましては特に考えておりますので、今後できるだけことは市内業者を使っていたきたいと、希望は伝えていきたいと思っております。

第2点目の污水管の件でございますが、平成5年度に同じ道路の下に竣工いたしております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 既に契約を結んでから自後の希望云々であれば、これはちょっと弱いというふうに思うんですよ。1つは、現説のときの条件等にそういうことをやっぱり明確にうたっておくと。こういうことで下請業者の育成なり、下請業者に何らかの仕事を保障していくと、こういうことがやっぱりあるべき姿ではないかと、こういうふうに思いますので、以前にやっているわけですから、いい慣行はやっぱり踏襲していくと、こういうことでお願いをしたい。事改まった問題ではないんで、これは市長にもひとつよろしく御答弁いただきたいと思います。

それから、ジョイントベンチャーを組めなんていうことになると、これは逃げられるわけですから、逃げられてうまくいかなかったということから、せめて地元業者ででき得る部分を下請で請け負わしてあげると、こういうことでやってきた方法ですから、これはぜひ踏襲していただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、污水管が既にこれは何回か分けてやってるわけですね。このときに、ここにはやっぱり雨水管を埋めるというふうな将来的なそういうような見通しがなかったのかどうか。私、素人ですから全くよくわからないんですが、雨水でも污水でも同じ管を埋めるわけでしょう。こういうのをやっぱり一連の事業としてそういう入札にかかわる請負費用を安くしていくと。こういうことにはならなかったのかどうかですね。もう全く素人なんで、むしろ勉強のために、後学のためにお伺いしておきたいんですが、中の間隔がわずか1年あるだけですから、でき得れば一緒に、同じ下水道部が担当している事業ですから、その辺わずか中1年あけての事業ですから、その辺の見通しが立てなかったのかどうか。この点もお伺いしたいなど、こういうふうに思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の部分下請の点について、私に御質問でございます。

従来から市外あるいは大手でやる場合、その部分下請については、可能な限り市内の業者を使うようにという指導を現場説明のときにいたしておいたという経緯がございます。

今回、ちょっと異動等でかわりまして、実際現説をやった人じゃないもんですから、もう一度確認を私の方からもしたいと思いますが、しておればそれでよろしいし、もししておらないということであれば、先ほど下水道部長が答えましたように、今後当然これから下請というのを決めていくと思いますので、その段階で可能な限り市内業者の育成という立場から、これは経済行為ですから命令とかできませんが、可能な限り使っていただけるように指導をさせていただくということにいたしたいというふうに考えます。

議長（重里 勉君） 横江整備課長。

下水道部整備課長（横江一雄君） 先ほどの污水管と雨水管がなぜ同時に施工できないのかという御質問にお答えいたします。

この污水管といいますのは、もうちょっと土かぶりが高いところにございます。今回工事施工してまいります雨水管の工事は、土かぶりが約20メートル、かなり深いところにございます。ですから、高さ関係で大体合えば、先ほど御指摘のとおり同時に施工して、構造的にも一体となったような構造にすることができるとは思います。今回ちょっと高さ関係がかなり違っておりますので、このように別途発注させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） ほかにないですか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第11号 工事請負契約の締結について（昭和橋上部製作架設工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第11号、工事請負契約の締結について（昭和橋上部製作架設工事）について御説明申し上げます。

議案書は、追加議案書29ページからでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万以上の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございますが、昭和橋上部製作架設工事でございます。工事請負業者といたしまして、大阪市西区西本町一丁目3番15号、ピーシー橋梁株式会社大阪支店でございます。

請負代金額は1億8,540万円でございます。仮契約日は平成7年6月9日、入札方法につきましては、指名競争入札でございます。その他につきましては、参考資料として添付しておりますので、よろしく申し上げます。

よろしく御審査の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議案第12号 動産の買入れについて（梯子付消防自動車）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉

川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第12号、動産の買入れについて（梯子付消防自動車）について簡単に御説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する予定価格2,000万円以上の動産の買入れにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要でございますが、買入れ動産は、梯子付消防自動車（15メートル級）1台でございます。買入れ先は大阪市生野区小路東五丁目5番20号、森田ポンプ株式会社大阪支店でございます。

買入れ金額は5,994万6,000円でございます。買入れ先決定方法は随意契約でございます。仮契約日は、平成7年6月16日でございます。その他、参考資料を添付しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第14、議案第13号 工事請負契約の締結について（市場岡田線高架橋築造工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第13号、工事請負契約の締結について（市場岡田線高架橋築造工事）、追加議案書別冊1ページ

からでございますが、御説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約について御説明申し上げます。契約の目的は、市場岡田線高架橋築造工事でございます。工事請負者は大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号、極東工業株式会社大阪支店でございます。請負代金額は2億5,029万円でございます。

仮契約日は平成7年6月20日でございます。入札の概要は、指名競争入札でございます。その他必要事項につきましては、参考資料として添付させていただいております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議案第14号 一般職の職員の期末手当に関する臨時措置条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第14号、一般職の職員の期末手当に関する臨時措置条例の制定について御説明申し上げます。

平成7年6月に支給する一般職の職員の期末手当につきまして、臨時措

置を講じる条例を制定するため、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

条例内容につきましては、追加議案書の15ページに記載しておりますが、平成7年6月に支給する期末手当につきましては、基礎額100分の160を基礎額100分の165プラス1万円とするものでございます。期末手当を合わせた支給率は2.25カ月プラス1万円でございます。前年の支給は2.29カ月プラス1万円でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） これで大体の影響総額はどれぐらいになるのかですね。

それから、市長らの特別職というのは、今回この後に出てくる市会議員のがあるんですが、この辺との関係はどうなっておるのか。その辺の説明等よろしくお願いします。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

まず、1点目の影響総額でございますけども、今回御承認をいただきますと、2.25カ月プラス1万円ということで、0.05カ月プラス1万円というプラスアルファになりますので、その分を試算いたしますと、議員も含めまして約2,350万円程度の財源が必要ということになります。

2点目としまして、特別職の関係でございますけども、当然市長、助役を含めまして特別職につきましては常勤でございますので、一般職に準ずるということでございますので、また条例でも決まっておりますことでございますので、そのように取り扱いをさしていただきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 影響額は、できれば議員と分けて報告していただきたいかったんですが、特別職の分も一般職に準ずるということなんですが、これは多分特別職の条例の中に書いてあるんですな、一般職に準ずるみたいな形で。これはパッと見れば、特別職は今回遠慮したのかなという感じ——読めばわかるんですけどね。議員の方は、ちゃんと議員と書いてあるわ

けですから。

それと、やはり職員組合との交渉の相手方である特別職の市長が、労働者がひとつ協力をして自分たちの生活を守るためにそういう交渉をされるんですけども、それがそのまま会社であれば経営者のアップに連動するというあり方は、私はちょっと市民も納得できないと思うんですね。その辺はやっぱり矛盾はないのか、問題はないのか。その辺はどう考えていらっしゃるのか。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 今回のプラスアルファの経過につきまして、若干説明させていただきます。

昨年の実績と府下の各市の状況等を参考にいたしまして、労使双方交渉の結果、このような妥結額となったものでございます。

そういうことで、プラスアルファの出す意図と申すかと思うんですけども、職員の一次的に生活費が……（小山広明君「それは聞いてないですよ。それは聞いてないよ。市長が連動することは問題じゃないかと」と呼ぶ）それにつきましては、先ほども申し上げましたように、特別職の職員の給与に関する条例第7条におきまして、特別職につきましては、一般職に準ずるということが明記されておりますので、その点よろしく。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、それはわかってるからということで私質問したはずですが、そのように条例の構造はなっとるんですけど、労働者から、職員から見れば、利害関係が対立する関係でしょう、市長というのは。利害関係は対立するじゃないですか。そうでしょう。要求のまま出しとるわけじゃないでしょう、それは。それが連動して同時に市長みずからの給与も同じようにやっぱりアップするという構造は、この間も生活給的なものを職員と同じように出してするのはまずいということで通達が出ていて、それも確かに条例ではなっとったんですよ。市長とか特別職は、特別に議決をして給与、報酬を支給しとるわけですから、職員さんの給与の決め方とは全然構造が違うんですよ。

そういう点では、市民は納得しないし、僕自身も納得しないですね、そういう関係になっとることが。そのことをどう考えとるのかという考え方を聞いとるわけですよ。それでいいのかどうか、矛盾しないのか。市長は

首を振っておられたから、市長に答えてもうたらいいんですが、私はやっぱりおかしいと思いますよ、それは。そうでしょう。立場が違うわけですから。それは厳しいというんか、そこで1つの交渉をして金額が決まるわけですね。それが同時に市長の部分も決まっちゃうというのは、矛盾を感じる。感じないですか。市長にそのことをどう考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 職員と対立関係というふうにはとらえておりません。確かに、条例上連動することになってるわけなんですけど、これは条例でそういうふうに分められておりますので、そういうふうには理解をいたしております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） いつも親切な市長の答弁なんですけど、今の答弁は僕はかなりぶっきらぼうな答弁だと思いますよ。対立しないですか。あなたは市の全体の財政を考えて、市民の1つの批判も考えながら、立場は全然違いますよ。労働者の立場に立って——今の交渉の関係で言うとするんですよ。それをあなたは職員組合から見れば、やっぱり煙たい存在ですよ、その交渉の中では。

それと、条例に決まっておるからと言うけども、それはこの間この議決の中で条例にあったけど、それは通達があつてまずいということで直した経緯もあるでしょう。条例そのものに矛盾がないですかというんですよ、その問題は。職員組合とあなたが交渉して、額を決定するわけでしょう。そして議会へ出してくるんじゃないですか。それが同時にあなたのアップと連動するというのは、僕は納得しないと思いますよ。条例に違反しると言うんじゃないんですよ。条例のその内容が、私はやはり問題があるんじゃないかなと、そういうあり方が。だから、ちゃんと分けて市長のそういう期末手当のプラスアルファについてはどうするかは、それ独自でやはり考える構造にしておかないといけない。議員はそうなるとるわけですからね。そういうことを聞いとるんだから、もう少し丁寧にお答えくださいよ。条例で決まってるのが問題なわけで、条例に問題があるんじゃないんですかと私は言っとるんだからね。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前回の扶養につきましては通達等がございましたので、それは是正をいたしました。今おっしゃってるのは、一時金の関係だというふうに思いますけども、それはそれぞれの条例で定めるということになってるわけですから、本市の場合はそういう形で一般職に準ずるという形で定めておりますので、それは別に間違いではございません。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 間違いでございません——僕は、矛盾を一般——市民が中心ですが、市民に理解される条例にしておく必要があるわけですから、あなたの期末手当にプラスアルファを出すのは何も矛盾だと言っていないんですよ。それはその世界でどれだけ上げた方がいいか考えるべきですよ、純粋に。それが労働者との、職員組合との交渉の中で決まった率をそのまま連動してやるという条例のあり方ですよ。これは一般職に準ずると書いておかなかったらいいんですわ。議員はそうになってないでしょう。そしたら、非常勤だからないということじゃないですよ、違うから。

そういうことを私聞いとるわけやから、それ以上、2回も市長に同じ答弁を迫るのは失礼ですからしませんけども、やはり会社でいえばわかるのは、経営者と労働者が決めたことが、アップ率が経営者にそのまま連動するというようなことはないですよ、そんなもん全然。そのことを私は言っとるんであって、職員組合にはスト権も与えられておらないけども、労働者であることは間違いない。労働者はなるべく自分の働いた労働の対価である給料が欲しいというのは当たり前でしょう。交渉しなかったらアップしていかないわけですから。

そういうことを言っとるので、これは私の意見にしときますけども、市長、やはりこれは条例にあるからそれでいいんだじゃなしに、そこに矛盾があるのであれば、やはり変えるようにするべきだと私は思いますよ。これは僕は必ず問題になってくると思いますよ、将来。こういうことを知らないからね、普通の市民は。だから、そこをやっぱり指摘をしておかざるを得ない。もう答弁はいいです。それ以上の踏み込んだ答弁はできないと思いますから、意見として申し上げておきます。

議長（重里 勉君） ほかにないですか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議案第15号 泉南市議会議員の期末手当に関する臨時措置条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第15号、泉南市議会議員の期末手当に関する臨時措置条例の制定についてを御説明申し上げます。

平成7年6月に支給する市議会議員の期末手当について、臨時措置を講じる条例を制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございまして、条例内容につきましては、平成7年6月に支給する期末手当につきまして、基礎額100分の220を基礎額100分の225プラス1万円とするものでございます。

一般職職員の処理と同等の処理をするものでございまして、よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） もう少しこれの、なぜ議員も同じような額で提案をされたのか。1回の答弁でわかるようにちゃんとしてくださいよ、ぶっきらぼうなことを言わんと。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

なぜ提案されたかということでございますけども、職員と同等の扱いということで慣例的にやってきてございまして、諮問機関としての審議会へも諮ってございませんけども、諮る必要もないということで、市長提案と

いうことをお願いしているところでございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） こんなことを聞くとあれでしょうけども、期末手当というのは、トータルでは年間どれぐらいになっとるんですかね、上乘せをしなかったら。見ればわかるんですけども、それだけ簡単に答えてください。すみません。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 現在、試算しておりますので、若干最終的には違うかもわかりませんが、プラスアルファをしなければ、議長、副議長、議員23名の25名おられるんですけども、トータルしますと……（小山広明君「いや違う、違う。何カ月だけでいい」と呼ぶ）失礼しました。年間の支給率としましては5.2カ月でございます。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。———小山君。

8番（小山広明君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

議案第15号でございますが、泉南市議会議員期末手当に関する臨時措置条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

世の中は大変不景気でありますし、デフレというようなことも起こって、価格破壊というのも起こっております。十分そういうようなことを考えますと、今このようなプラスアルファをするような客観的状況ではないと思います。そういうようなことで、今も聞かしていただきましたが、期末手当が264万4,000円ということになるわけでありまして、大変庶民の生活を考えますと、やはりこのことは私たち値上げをするべきではないのではないかと、そんなことを私は思いますので、賛同できましたら皆さんよろしくご賛同をお願いいたします。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第15号は、原案どおり可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 11 時 休憩

午前 0 時 会期切れによる自然閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 重 里 勉

大阪府泉南市議会議員 巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員 山 内 馨